○中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則

昭和六十三年十二月二十六日

規則第五十九号

中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条　この規則は、中央区自転車の放置防止に関する条例(昭和六十三年十二月中央区条例第四十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(放置禁止区域の告示及び周知)

第三条　条例第九条第三項に規定する告示は、放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除する日の前十四日までに次に掲げる事項について行うものとする。

一　放置禁止区域の指定、変更又は解除の日及びその範囲

二　前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2　条例第九条第四項に規定する周知及び指導は、別記第一号様式による表示板又は別記第二号様式による標識その他必要なものを設置して行うものとする。

(一部改正〔平成二六年規則四一号〕)

(放置禁止区域外における措置)

第四条　条例第十二条第一項に規定する指導は、自転車が放置されている場所に別記第三号様式による立て看板を掲出し、又は別記第四号様式による注意札を当該自転車に取り付けることにより行うものとする。

2　条例第十二条第二項に規定する周知は、別記第五号様式による警告札を撤去しようとする自転車に取り付けることにより行うものとする。

(一部改正〔平成七年規則二二号・二八号〕)

(保管する期間)

第五条　条例第十三条第一項に規定する区規則で定める期間は、自転車を撤去した日の翌日から起算して三十日間とする。

(一部改正〔平成七年規則二二号〕)

(自転車保管台帳)

第六条　条例第十三条第一項の規定により保管した自転車は、別記第六号様式による台帳に登載するものとする。

(保管した旨の告示)

第七条　条例第十三条第一項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　自転車の種別、色及び車体番号又は防犯登録番号

二　自転車の放置されていた場所

三　その自転車の保管を始めた年月日及び保管の場所

四　前三号に掲げるもののほか、保管した自転車を返還するため必要と認められる事項

(追加〔平成七年規則二二号〕、一部改正〔平成二六年規則四一号〕)

(自転車返還通知書)

第八条　条例第十三条第二項に規定する通知は、別記第七号様式による返還通知書により行うものとする。

(一部改正〔平成七年規則二二号〕)

(自転車の引取り)

第九条　条例第十三条第一項又は第二十二条の規定により保管されている自転車を引き取ろうとする者は、別記第八号様式による返還請求書を区長に提出しなければならない。

2　前項の請求書の提出があつたときは、区長は、請求を行つた者が当該自転車の所有者等であることを確認のうえ、引渡しを行うものとする。

3　前項の確認に際し、区長が必要と認めるときは、当該請求者の住所、氏名等を証する書類等の提示を求めることができる。

(一部改正〔平成七年規則二二号〕)

(売却する方法)

第九条の二　条例第十三条第三項に規定する売却の方法は、随意契約とする。

(追加〔平成七年規則二二号〕)

(収容台数等の告示)

第十条　区長は、区立駐輪場の収容台数、構造、設備その他の事項を定め、又は変更したときは、その旨を告示する。

(追加〔平成二二年規則三八号〕、一部改正〔平成二六年規則四一号〕)

(最寄りの駅からの距離)

第十一条　条例第十六条第二号に規定する区規則で定める距離は、おおむね直線距離で三百メートルとする。

(利用申請等)

第十二条　条例第十七条第一項の規定により区立駐輪場を利用しようとする者は、別記第九号様式による利用申請書を区長に提出しなければならない。

2　前項に規定する利用申請に係る利用期間は、区立駐輪場の利用を開始しようとする日(以下「利用開始日」という。)から当該利用開始日の属する年度の末日を限度とする。

3　第一項の利用申請書の提出は、利用開始日の属する月の前月の一日から行うことができる。

4　区長は、中央区立人形町二丁目地下駐輪場(以下「人形町二丁目地下駐輪場」という。)の利用の申請があつたときは、当該申請に係る自転車の構造及び規格の検査を行う。

5　区長は、第一項に規定する申請があつたときは、先着順により利用の承認をする。ただし、利用の申請が同時にあつた場合(収容台数を超える場合に限る。)の承認については、区長が別に定める方法による。

6　区長は、前二項の規定により利用の承認をしたときは別記第十号様式による利用承認通知書により、利用を承認しないこととしたときは別記第十一号様式による利用不承認通知書により、それぞれ申請をした者に通知するものとする。

(一部改正〔平成八年規則二六号・二二年三八号・二六年四一号〕)

(利用承認期間の更新)

第十二条の二　区立駐輪場利用者は、利用の承認を受けた期間(以下「利用承認期間」という。)の末日の属する年度内の期間に限り、利用承認期間が満了する日の翌日以降も引き続き同一の区立駐輪場を利用することができる。

2　前項の規定により引き続き同一の区立駐輪場を利用しようとする者は、区長が別に定める利用承認期間の更新の手続を行わなければならない。

(追加〔平成二六年規則四一号〕)

(利用証)

第十三条　区長は、区立駐輪場利用者が条例第十九条第二項の規定により使用料を納付したときは、当該区立駐輪場利用者に別記第十二号様式による利用証を交付するものとする。

2　区立駐輪場利用者は、区立駐輪場を利用する自転車の見やすい位置に前項の利用証を貼付しておかなければならない。

3　区立駐輪場利用者は、第一項の利用証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに別記第十三号様式による利用証再交付申請書により区長に再交付の申請をするものとする。

(一部改正〔平成八年規則二六号、一部改正〔平成二六年規則四一号〕〕)

(利用者カード等)

第十三条の二　条例第十七条の二第一項の区規則で定める利用者カードは別記第十三号の二様式、利用者識別カードは別記第十三号の二の二様式によるものとする。

2　人形町二丁目地下駐輪場利用者は、当該駐輪場を利用する自転車に条例第十七条の二第一項の規定により交付され、又は同条第二項の規定により再交付された利用者識別札を取り付けておかなければならない。

3　条例第十七条の二第二項の規定により利用者カード、利用者識別カード又は利用者識別札(以下「利用者カード等」という。)の再交付を受けようとする者は、別記第十三号の三様式による再交付申請書により区長に再交付の申請をするものとする。

4　条例第十七条の二第三項の規定により徴収する費用の額は、利用者カード一枚につき三百円、利用者識別カード及び利用者識別札一組につき千円とし、再交付をする際に徴収するものとする。

(追加〔平成二二年規則三八号〕、一部改正〔平成二六年規則四一号〕)

第十四条　削除

(削除〔平成二六年規則四一号〕)

(利用承認の取消し)

第十五条　区長は、条例第十八条の規定により区立駐輪場の利用承認を取り消すときは、別記第十四号様式による利用承認取消通知書により、当該利用者に通知するものとする。

(一部改正〔平成八年規則二六号・二六年四一号〕)

(使用料の額)

第十五条の二　条例第十九条第一項の区規則で定める使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(追加〔平成二六年規則四一号〕)

(使用料の減免)

第十五条の三　条例第十九条の二の規定により使用料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に規定する支援給付の受給者

二　身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

三　東京都が知的障害者又は知的障害児に発行する愛の手帳の交付を受けている者

四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五　児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)に基づく児童扶養手当の受給者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)に基づく特別児童扶養手当の受給者

2　前項に規定するもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3　前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第十四号の二様式による使用料減免申請書を区長に提出しなければならない。

4　前項の申請があつたときは、区長は、使用料の減額又は免除を承認することとしたときは別記第十四号の三様式による使用料減免承認通知書により、使用料の減額又は免除を承認しないこととしたときは別記第十四号の四様式による使用料減免不承認通知書により、それぞれ申請をした者に通知するものとする。

(追加〔平成二六年規則四一号〕)

(使用料の還付)

第十五条の四　条例第十九条の三ただし書の規定により区立駐輪場利用者に還付する使用料の額は、区長が別に定める額とする。

2　前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記第十四号の五様式による使用料還付請求書を区長に提出しなければならない。

(追加〔平成二六年規則四一号〕)

(届出事項)

第十六条　区立駐輪場利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第十五号様式による届書により、区長に届け出なければならない。

一　区立駐輪場の利用を中止するとき。

二　住所又は氏名を変更したとき。

三　区立駐輪場を利用する自転車を変更するとき。

(一部改正〔平成八年規則二六号・二六年四一号〕)

(利用者カード等の返還)

第十六条の二　区立駐輪場利用者は、第十五条の規定により利用の承認を取り消されたとき、前条第一号の規定により区立駐輪場の利用を中止するとき、又は利用承認期間を満了したときは、速やかに利用者カード等を区長に返還しなければならない。

(追加〔平成二六年規則四一号〕)

(区立駐輪場内の自転車の撤去及び保管)

第十七条　条例第二十二条の規定に基づき区立駐輪場内の自転車を撤去し、及び保管しようとするときは、区長はあらかじめ当該自転車に別記第十六号様式による通告札を当該自転車に取り付けて所有者等に通告するものとする。

(一部改正〔平成七年規則二二号・八年二六号〕)

(免責)

第十八条　区長は、区立駐輪場内で起きた事故による損害であつても次の各号のいずれかに該当するときは、その責任を負わないものとする。

一　天災等不可抗力による事故についての損害

二　区立駐輪場を利用した者が自己の責に帰すべき事由によつて引き起こした衝突、接触、その他の事故についての損害

三　前二号に掲げるもののほか、区立駐輪場の管理者の責に帰さない理由によつて生じた損害

(一部改正〔平成八年規則二六号〕)

(利用者の義務)

第十八条の二　区立駐輪場利用者は当該区立駐輪場の利用について、区長の指示に従わなければならない。

(追加〔平成二六年規則四一号〕)

(細部施行)

第十九条　条例及びこの規則に定めるもののほか、自転車の放置防止並びに区立駐輪場の管理及び利用その他について必要な事項は、区長の定めるところによる。

(一部改正〔平成八年規則二六号〕)

附　則

1　この規則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

2　この規則の施行日前になされた放置禁止区域の告示及び区立自転車駐車場の利用登録に係る申請、承認、その他の行為は、この規則の規定に基づきなされたものとみなす。

附　則(平成五年三月三一日規則第二四号)

1　この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京都中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に用紙が残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附　則(平成七年三月三一日規則第二二号)

1　この規則は、平成七年四月一日から施行する。

2　この規則の施行前に移送された自転車の保管期間については、なお、従前の例による。

3　この規則による改正前の東京都中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に用紙が残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附　則(平成七年五月三一日規則第二八号)

1　この規則は、平成七年六月一日から施行する。

2　この規則による改正前の東京都中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に用紙が残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附　則(平成八年三月二九日規則第二六号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附　則(平成九年三月三一日規則第二三号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附　則(平成一二年一一月一〇日規則第五八号)

1　この規則は、中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年九月中央区条例第四十四号)の施行の日から施行する。

2　この規則の施行日前に交付された利用登録証の有効期間については、なお、従前の例による。

3　この規則による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則第十四条の二第一項の二年ごとの年は、平成十三年を初年とする同年以後の二年ごとの各年とする。

4　この規則の施行日以後平成十三年三月三十一日までの間に交付される中央区立築地市場駅地下駐輪場、中央区立月島駅地下駐輪場及び中央区立勝どき駅地下駐輪場の利用登録証については、平成十五年三月三十一日までを有効期間とする。

附　則(平成一七年三月三一日規則第七号)

1　この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2　(前略)第三十八条による改正前の中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附　則(平成二二年九月三〇日規則第三八号)

この規則は、中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年六月中央区条例第三十一号)の施行の日から施行する。

附　則(平成二六年一〇月三一日規則第四一号)

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　平成二十七年三月一日からこの規則の施行の日の前日までの間になされた申請その他の手続及び承認その他の決定は、この規則による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

3　この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表(第十五条の二関係)

(追加〔平成二六年規則四一号〕)

区立駐輪場利用者

期間

使用料

区民

学生以外の者

一月

一、五〇〇円

二月

三、〇〇〇円

三月

四、〇〇〇円

四月

五、五〇〇円

五月

七、〇〇〇円

六月

八、〇〇〇円

七月

九、五〇〇円

八月

一一、〇〇〇円

九月

一二、〇〇〇円

十月

一三、五〇〇円

十一月

一五、〇〇〇円

十二月

一六、〇〇〇円

学生

一月

一、〇〇〇円

二月

二、〇〇〇円

三月

二、五〇〇円

四月

三、五〇〇円

五月

四、五〇〇円

六月

五、〇〇〇円

七月

六、〇〇〇円

八月

七、〇〇〇円

九月

七、五〇〇円

十月

八、五〇〇円

十一月

九、五〇〇円

十二月

一〇、〇〇〇円

区民以外の者

一月

二、〇〇〇円

二月

四、〇〇〇円

三月

五、五〇〇円

四月

七、五〇〇円

五月

九、五〇〇円

六月

一一、〇〇〇円

七月

一三、〇〇〇円

八月

一五、〇〇〇円

九月

一六、五〇〇円

十月

一八、五〇〇円

十一月

二〇、五〇〇円

十二月

二二、〇〇〇円

備考

一　この表における期間は、区立駐輪場を利用する期間が一月未満であるときは一月とし、その期間に一月未満の端数があるときは当該端数を一月として計算する。

二　この表において「学生」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。

別記第1号様式(第3条関係)放置禁止区域表示板

(一部改正〔平成22年規則38号〕)

第2号様式(第3条関係)放置禁止区域標識

(一部改正〔平成22年規則38号〕)

第3号様式(第4条関係)立て看板

(一部改正〔平成22年規則38号〕)

第4号様式(第4条関係)注意札

(一部改正〔平成22年規則38号〕)

第5号様式(第4条関係)警告札

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)

第6号様式(第6条関係)放置自転車保管台帳

(一部改正〔平成22年規則38号〕)

第7号様式(第8条関係)放置自転車返還通知書

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)

第8号様式(第9条関係)放置自転車返還請求書

(一部改正〔平成22年規則38号〕)

第9号様式(第12条関係)中央区立駐輪場利用申請書

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)

第10号様式甲(第12条関係)

(全部改正〔平成26年規則41号〕)

第10号様式乙(第12条関係)

(全部改正〔平成26年規則41号〕)

第11号様式(第12条関係)中央区立駐輪場利用不承認通知書

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)

第12号様式(第13条関係)

(全部改正〔平成26年規則41号〕)

第13号様式(第13条関係)中央区立駐輪場利用証再交付申請書

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)

第13号の2様式(第13条の2関係)

(追加〔平成26年規則41号〕)

第13号の2の2様式(第13条の2関係)利用者識別カード

(追加〔平成22年規則38号〕、一部改正〔平成26年規則41号〕)

第13号の3様式(第13条の2関係)中央区立駐輪場利用者カード等再交付申請書

(追加〔平成22年規則38号〕、一部改正〔平成26年規則41号〕)

第14号様式(第15条関係)中央区立駐輪場利用承認取消通知書

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)

第14号の2様式(第15条の3関係)

(追加〔平成26年規則41号〕)

第14号の3様式(第15条の3関係)

(追加〔平成26年規則41号〕)

第14号の4様式(第15条の3関係)

(追加〔平成26年規則41号〕)

第14号の5様式(第15条の4関係)

(追加〔平成26年規則41号〕)

第15号様式(第16条関係)中央区立駐輪場利用中止・申請事項変更届書

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)

第16号様式(第17条関係)通告札

(一部改正〔平成22年規則38号・26年41号〕)